

第15回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2021年9月28日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

東京都中央区銀座五丁目15番8号
時事通信ホール（時事通信ビル2階）
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

目 次

第15回定時株主総会招集ご通知	2
[株主総会参考書類]	
議 案：剰余金の処分の件	5
[提供書面]	
事業報告	6
連結計算書類	20
計算書類	23
監査報告	26

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止及び株主様の感染リスク回避のため、ご来場を見合わせていただき、議決権は書面（同封の葉書）により行使いただきますようお願い申し上げます。
詳細は本書1ページをご参照ください。
- ・お土産の提供は取りやめることといたします。事情ご賢察のうえ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ・その他株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、以下の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
<https://www.aiholdings.co.jp>

当社株主総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について

新型コロナウイルス感染症のリスクを踏まえ、当社の定時株主総会における対応を以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆様の安全を第一に考えての対応となりますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

株主の皆様へのお願い

- 法令の定めに基づき株主の皆様へ定時株主総会の招集ご通知をお送りしておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び株主様の感染リスク回避のため、健康状態に関わらず、株主総会へのご来場を見合わせていただきますようお願いいたします。
特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方は、重症化リスクも高くなることから、慎重なご判断をお願いいたします。
- 議決権は、書面（郵送）によって事前に行使することができますので、積極的にご利用ください（詳細は4ページをご覧ください）。

当日の対応について

- 株主総会当日に発熱の症状のある方やその他体調のすぐれない方は、ご来場を見合わせていただくようお願いいたします。なお、当日体調がすぐれないと見受けられる方のご入場をお断りし、又はご退出いただく場合がございますので予めご了解ください。
- 株主総会に出席する役員及び会場スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ご来場の株主様には、ご入場の際のアルコール消毒液の使用と検温へのご協力、ご来場からご退出までの間のマスクの着用をお願いいたします。当日、これらも含めた感染症拡大防止のためのお願いに従っていただけない場合にはご退出いただく場合がありますことを予めご了解ください。
- 座席が密接しないよう間隔を空けた配置とするため、会場内の座席数は例年より大幅に減らさせていただきます。このため、やむを得ずご入場をお断りする場合がございます。
- 感染症拡大防止のために短時間で終了すべく、株主総会における報告・説明を例年より短縮させていただきます。株主の皆様におかれましては、予め本書にお目通しいたいただきますようお願いいたします。

証券コード 3076
2021年9月3日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋久松町12番8号
あいホールディングス株式会社
代表取締役会長 佐々木 秀吉

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、当日ご出席を見合わせていただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年9月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年9月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都中央区銀座五丁目15番8号
時事通信ホール（時事通信ビル2階）
3. 目的事項
報告事項 1. 第15期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第15期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）計算書類報告の件
決議事項 議 案 剰余金の処分の件

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.aiholdings.co.jp>）に掲載しております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「個別注記表」なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をするに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。
3. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.aiholdings.co.jp>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、自己資本の充実と株主の皆様への利益配分を、共に経営の最重要課題と位置付け、経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的な安定配当を実現していくことを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1

配当財産の種類

金銭といたします。

2

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき	金 23 円
総 額	1,089,213,875 円

3

剰余金の配当が効力を生じる日

2021 年 9 月 29 日

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、3度にわたる緊急事態宣言が出される中、個人消費は低迷し、海外向け輸出の好調を背景とした製造業での設備投資に回復が見られたものの、先行きは不透明な状況で推移しました。

このような経済環境のもと、当社グループにおいては、環境変化に機動的に即応し、効率性や採算性を考慮した社内体制の強化・整備を図り、利益重視の経営を推進いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は462億1千9百万円（前期比7.0%増）となり、営業利益は94億4千7百万円（前期比24.4%増）、経常利益は98億7千9百万円（前期比24.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は58億6千3百万円（前期比26.9%増）となりました。

事業のセグメント別の業績は次のとおりであります。

【セキュリティ機器】につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となっていたマンション管理組合の理事会・総会が徐々に開催されるようになり、営業活動が回復傾向となった結果、売上高は127億3千1百万円（前期比2.0%増）、セグメント利益は52億8千6百万円（前期比3.4%増）となりました。

【カード機器及びその他事務用機器】につきましては、カード機器の主要販売先である病院向け等における新型コロナウイルス感染症の影響、更に前年第1四半期の消費税改定前の駆け込み需要、元号の改定という特需がなかったこと等により、売上高は36億8千6百万円（前期比15.3%減）、セグメント利益は4億9千1百万円（前期比29.5%減）となりました。

【情報機器】につきましては、コンシューマ向け小型カッティングマシンの販売が海外市場を中心として好調であり、売上高は192億7千7百万円（前期比26.7%増）、セグメント利益は32億3千6百万円（前期比139.0%増）となりました。

【設計事業】につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による工事完成遅れ等により、売上高は42億9千7百万円（前期比7.2%減）、セグメント利益は1億4千9百万円（前期比56.2%減）となりました。

なお、当連結会計年度より「計測機器及び環境試験装置」について金額的な重要性が乏しくなったため、報告セグメントから「その他」として記載する方法に変更しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は8億2千6百万円で、その主なものは、生産設備及び金型、自社利用のソフトウェア及びリース資産等に係るものであります。

③ 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第12期 (2018年6月期)	第13期 (2019年6月期)	第14期 (2020年6月期)	第15期 (当連結会計年度) (2021年6月期)
売上高(百万円)	54,560	51,031	43,179	46,219
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	6,125	5,386	4,620	5,863
1株当たり当期純利益	129円35銭	113円74銭	97円57銭	123円81銭
総資産(百万円)	59,696	59,815	60,977	66,635
純資産(百万円)	43,707	46,958	49,530	53,765
1株当たり純資産額	922円89銭	991円55銭	1,045円88銭	1,135円32銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス	2,992百万円	100%	セキュリティ機器、カードシステム及び事務用機器類の販売、保守サービス事業
グラフテック株式会社	3,000百万円	100%	計測機器及びコンピュータ周辺機器の製造販売
株式会社あい設計	45百万円	100%	構造設計、耐震診断を主体とした建築設計事業等

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

名称	住所	帳簿価額の額	当社の総資産額
株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス	東京都中央区日本橋久松町12番8号	12,762百万円	26,477百万円
グラフテック株式会社	神奈川県横浜市戸塚区品濃町503番10号	5,884百万円	

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(4) 対処すべき課題

当社グループは、セキュリティ機器、カード・その他事務用機器、情報機器、設計事業等、多岐にわたる事業活動を展開しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う営業活動の制限、米中対立の影響、材料費の高騰、半導体部品の確保困難などの各事業分野共通課題への対応に加え、それぞれの事業分野ごとに抱える以下の課題への対応が必要となっております。

セキュリティ機器につきましては、事業の軸となるマンション市場においては、リプレイス・新規獲得ともに順調に推移しておりますが、導入機器の見直しを行い、利益構造の更なる改善が課題となっております。一般法人向け市場に対しては、価格競争力と高機能ラインアップのすみわけ、未参入市場への切込みによるボリューム拡大及び施工業者の発掘と教育が課題となっております。

カード機器につきましては、金融機関や流通向けでは、キャッシュカードやクレジットカードの即時発行市場における販売促進が課題となっております。また、病院市場においては、新商品の投入、ハード販売から柔軟な提案による複合販売、高齢化社会に伴う老健・介護施設等への事業拡大を推進していくことが課題となっております。

情報機器につきましては、業績の主要な部分を占めるコンシューマ向けの小型カッティングマシン事業の更なる伸長が課題となります。今後も新製品の投入によって競合他社との競争に打ち勝ち、市場的にはまだまだ拡大の余地があると考えられる当事業において更なるシェアアップを図ることが課題となっております。

設計事業につきましては、利益率の高い耐震診断業務が減少傾向にある中、官庁・民間の設計業務の受注が伸びを見せております。一方、人材獲得の競争も激化しており、人材の確保及び働き方改革の流れの中での業務の一層の効率化が課題となっております。

当社グループは、業績の拡大と収益力の向上のため、こうしたそれぞれの事業体質をより強固にする課題解決のための施策を迅速に立案、実施する一方、ホールディングカンパニーとしての特徴を活かしながら、内部統制機能の見直しと充実を図ることにより、コンプライアンス体制の一層の強化も図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年6月30日現在)

事業区分	主要業務
セキュリティ機器	セキュリティシステム機器の開発・製造及び販売
カード機器及びその他事務用機器	カード発行機器(病院向けカードシステム、金融向けカードシステム)及びその他事務用機器の開発・製造及び販売
情報機器	プロッタやスキャナ等のコンピュータ周辺機器の開発・製造及び販売、保守サービス等
設計事業	構造設計、耐震診断を主体とした建築設計事業等
その他	カードリーダー・自動おしぼり製造機の製造・販売、ソフトウェアの開発・販売、セキュリティ機器・カード機器等の保守サービス、リース及び割賦事業、計測機器・金属異物検査装置の開発・製造及び販売等

(注) 当連結会計年度より「計測機器及び環境試験装置」は、事業区分としての金額的な重要性が低下したため、「その他」に含めて表示することに変更いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年6月30日現在)

当 社	本 社 東京都中央区日本橋久松町12番8号
株 式 会 社 ド ー ・ エ ー ・ エ ー ビ ー ・ エ ー ・ エ ー	<p>本 社 東京都中央区日本橋久松町12番8号</p> <p>支 店 札幌支店（札幌市）、盛岡支店（盛岡市）、仙台支店（仙台市）、高崎支店（高崎市）、大宮支店（さいたま市）、東京支店（東京都千代田区）、千葉支店（船橋市）、横浜支店（横浜市）、湘南支店（横浜市）、新潟支店（新潟市）、金沢支店（金沢市）、静岡支店（静岡市）、名古屋支店（名古屋市）、京都支店（京都市）、大阪支店（大阪市）、神戸支店（神戸市）、広島支店（広島市）、福岡支店（福岡市）、鹿児島支店（鹿児島市）</p> <p>営 業 所 青森営業所（青森市）、郡山営業所（郡山市）、宇都宮営業所（宇都宮市）、水戸営業所（水戸市）、長野営業所（長野市）、岡山営業所（岡山市）、米子営業所（米子市）、松山営業所（松山市）、高松営業所（高松市）、北九州営業所（北九州市）、長崎営業所（長崎市）、熊本営業所（熊本市）</p>
グ ラ フ テ ッ ク 株 式 会 社	<p>本 社 神奈川県横浜市戸塚区品濃町503番10号</p> <p>事 業 所 藤沢事業所（藤沢市）、戸塚事業所（横浜市）、東京事業所（東京都中央区）、中部事業所（名古屋市）、関西事業所（吹田市）</p> <p>海外拠点 米国（カリフォルニア、ユタ）、オランダ（アムステルダム）、中国（上海）、タイ（バンコク）、ウルグアイ</p>
株 式 会 社 あ い 設 計	<p>本 社 広島県広島市東区上大須賀町10番16号</p> <p>支 社 札幌支社（札幌市）、仙台支社（仙台市）、埼玉支社（さいたま市）、東京支社（東京都江東区）、横浜支社（横浜市）、新潟支社（新潟市）、名古屋支社（名古屋市）、大阪支社（大阪市）、岡山支社（岡山市）、広島支社（広島市）、呉支社（呉市）、福山支社（福山市）、山口支社（山口市）、四国支社（松山市）、九州支社（福岡市）、大分支社（大分市）、鹿児島支社（鹿児島市）</p> <p>事 務 所 高知事務所（高知市）、高松事務所（高松市）</p>

(7) 使用人の状況 (2021年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
セキュリティ機器	289名	2名減
カード機器及びその他事務用機器	122名	3名減
情報機器	253名	3名増
設計事業	308名	4名増
その他	317名	23名減
全社(共通)	42名	8名増
合計	1,331名	13名減

- (注) 1. 使用人数は就業人員数を記載しております。なお、臨時雇用者数の記載は省略いたしました。
2. 全社(共通)の使用人数は、当社の就業人員のうち、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 当連結会計年度より「計測機器及び環境試験装置」は、事業区分としての金額的な重要性が低下したため、「その他」に含めて表示することに変更いたしました。そのため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
42名	8名増	47.4歳	16.5年

- (注) 1. 使用人数は就業人員数を記載しております。なお、臨時雇用者数の記載は省略いたしました。
2. 平均勤続年数は、出向受入者の当社グループ内での勤続年数を加算しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年6月30日現在)

該当する事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 220,000,000株
- ② 発行済株式の総数 56,590,410株
- ③ 株主数 7,954名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
佐々木 秀吉	110,055百株	23.24%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	60,404百株	12.75%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	25,711百株	5.43%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	25,226百株	5.33%
光通信株式会社	14,765百株	3.12%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	8,754百株	1.85%
SMB C日興証券株式会社	7,790百株	1.64%
第一生命保険株式会社	7,600百株	1.60%
あいホールディングス社員持株会	7,170百株	1.51%
野村信託銀行株式会社 (退職給付信託・三菱UFJ信託銀行口)	6,400百株	1.35%

(注) 1. 当社は、自己株式9,233,285株を保有しておりますが、上記大株主の中には含めておりません。
2. 持株比率は、自己株式9,233,285株を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員等の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年6月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	佐々木 秀吉	最高経営責任者（CEO） 株式会社ドッドウエル ピー・エム・エス代表取締役社長 グラフィック株式会社代表取締役会長 株式会社あい設計代表取締役会長
代表取締役社長	荒川 康孝	グラフィック株式会社代表取締役社長 シルエットアメリカインク社長
取締役	吉田 周二	管理本部長 グラフィック株式会社管理本部長
取締役	三山 裕三	三山総合法律事務所代表 株式会社インテージホールディングス社外取締役
取締役	河本 博隆	
常勤監査役	田口 詞男	
監査役	安達 一彦	安達一彦法律事務所代表
監査役	石本 哲敏	石本哲敏法律事務所代表 ハウスコム株式会社社外取締役 岡部株式会社社外取締役

- (注) 1. 2020年9月25日開催の第14回定時株主総会において、新たに荒川康孝氏が取締役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役三山裕三氏及び取締役河本博隆氏は、社外取締役であります。
なお、当社は、取締役三山裕三氏及び取締役河本博隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役安達一彦氏及び監査役石本哲敏氏は、社外監査役であります。
なお、当社は、監査役安達一彦氏及び監査役石本哲敏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役又は社外監査役として職務を遂行するにあたり善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度額とする旨の責任限定契約を、全ての社外取締役及び社外監査役と締結しております。

③ 補償契約の内容の概要

当社は、取締役佐々木秀吉氏、荒川康孝氏、吉田周二氏、三山裕三氏、河本博隆氏、監査役田口詞男氏、安達一彦氏及び石本哲敏氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約の締結を予定しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、各取締役及び各監査役が、自己もしくは第三者が不正な利益を図る又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には、補償を受けた費用等を返還させる等を条件としています。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等を補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員となります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社で負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

i. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の報酬の決定においては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本としています。報酬は、主に役位を基に職責に応じて支給する基本報酬及び業績に応じて支給する業績連動報酬（賞与）で構成しております。なお、社外取締役の報酬は経営への監督機能を有効に機能させることを目的に基本報酬のみとしております。

また、取締役会は、報酬等の決定方針を決議した際に、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等についても、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ii. 個別報酬の決定方針

・基本報酬の決定方針

基本報酬は、役位、職責に応じて報酬基準値を定めており、これに基づき在任年数、当社の業績、従業員給与水準を勘案して総合的に決定することとしています。

・業績連動報酬（賞与）の決定方針

業績連動報酬（賞与）は、事業年度ごとの当社グループの業績向上に対する意識を高めることを目的に、当該期業績の親会社株主に帰属する当期純利益に連動させたインセンティブとして一定の基準を定め、これに基づき総合的に決定することとしています。

iii. その他の報酬の決定方針

取締役の担当責務の遂行に於いて、必要と判断された場合は、基本報酬と賞与以外にFRINGE・ベネフィットを提供することができることとしています。

iv. 個別報酬の決定方法

取締役の個人別の報酬額は、代表取締役会長が、各報酬の決定方針と基準に基づき各取締役の基本報酬の額及び賞与の額（予定額）の原案を提起し、取締役会で決議することとしています。監査役の報酬は監査役会にて決定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動等 報酬	非金銭等 報酬	
取締役 (うち社外取締役)	130百万円 (12百万円)	113百万円 (12百万円)	17百万円 (-)	-	5名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	13百万円 (5百万円)	13百万円 (5百万円)	-	-	3名 (2名)
合計 (うち社外役員)	143百万円 (17百万円)	126百万円 (17百万円)	17百万円 (-)	-	8名 (4名)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容、選定した理由及び業績連動報酬の額の算定方法は、⑤取締役及び監査役の報酬等 イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等に記載のとおりであります。当事業年度の報酬額の算定に用いた前事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益は5,863百万円であります。
3. 取締役の報酬限度額は、2007年2月23日開催の株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス及びグラフィック株式会社の臨時株主総会において、当社設立に関する事項として、年額40,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。なお、定款で定める取締役の員数は10名以内です。

4. 監査役の報酬限度額は、2007年2月23日開催の株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス及びグラフィック株式会社の臨時株主総会において、当社設立に関する事項として、年額9,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。なお、定款で定める監査役の員数は5名以内です。

ハ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当する事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役三山裕三氏は、三山総合法律事務所代表及び株式会社インテージホールディングス社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役安達一彦氏は、安達一彦法律事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役石本哲敏氏は、石本哲敏法律事務所代表、ハウスコム株式会社社外取締役及び岡部株式会社社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	三 山 裕 三	当事業年度開催の取締役会5回全てに出席しており、上記のほか、書面決議を5回行いました。 長年にわたる弁護士実務を通じて豊富な経験と高度な専門知識を有しており、取締役会において主に企業統制と統治について独立した立場からの助言・提言を適宜いただき、取締役会の監督機能強化の役割を適切に果たしております。
取 締 役	河 本 博 隆	当事業年度開催の取締役会5回全てに出席しており、上記のほか、書面決議を5回行いました。 通商産業省（現 経済産業省）に入省以来、国家機関の要職を歴任された豊富な経験と知識により、取締役会において専門的見地からの助言・提言を適宜いただき、取締役会の監督機能強化の役割を適切に果たしております。
監 査 役	安 達 一 彦	当事業年度開催の取締役会5回全てに出席しており、上記のほか、書面決議を5回行いました。 監査役会5回全てに出席いたしました。 弁護士としての豊富な経験に基づき、専門的見地から適切な発言を行っております。
監 査 役	石 本 哲 敏	当事業年度開催の取締役会5回全てに出席しており、上記のほか、書面決議を5回行いました。 監査役会5回全てに出席いたしました。 弁護士としての豊富な経験に基づき、専門的見地から適切な発言を行っております。

⑦ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会等の場において、取締役、監査役と、また、必要に応じて内部監査部門と情報共有や意見交換を行い、経営の公正性、中立性及び透明性を高めるよう努めております。また、社外監査役は、取締役会、監査役会等の場を通じ、取締役、監査役、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報共有や意見交換を行うなどして連携を深め、監査体制の独立性及び中立性、意思決定の適法性・透明性を高めるよう努めております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 PwCあらた有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	39百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	78百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

(5) 会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

連結貸借対照表 (2021年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	46,997	流動負債	7,934
現金及び預金	32,058	支払手形及び買掛金	4,250
受取手形及び売掛金	6,653	リース債務	479
リース投資資産	801	未払金	824
商品及び製品	4,638	未払費用	412
仕掛品	205	未払法人税等	661
未成工事支出金	187	前受金	578
原材料及び貯蔵品	626	賞与引当金	161
前払費用	693	製品保証引当金	5
短期貸付金	436	受注損失引当金	14
その他の	737	その他の	544
貸倒引当金	△40	固定負債	4,935
固定資産	19,637	リース債務	1,022
有形固定資産	9,504	繰延税金負債	1,083
建物及び構築物	1,778	退職給付に係る負債	1,374
土地	6,052	長期前受収益	1,220
リース資産	558	その他の	235
その他の	1,114	負債合計	12,870
無形固定資産	2,280	(純資産の部)	
のれん	1,987	株主資本	53,798
リース資産	5	資本金	5,000
ソフトウェア	261	資本剰余金	9,042
その他の	25	利益剰余金	44,461
投資その他の資産	7,852	自己株式	△4,705
投資有価証券	1,611	その他の包括利益累計額	△102
関係会社株式	4,612	その他有価証券評価差額金	311
繰延税金資産	1,270	為替換算調整勘定	△391
長期貸付金	15	退職給付に係る調整累計額	△22
その他の	429	非支配株主持分	69
貸倒引当金	△86	純資産合計	53,765
資産合計	66,635	負債純資産合計	66,635

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		46,219
売上原価		24,502
売上総利益		21,716
販売費及び一般管理費		12,268
営業利益		9,447
営業外収益		
受取利息及び配当金	24	
持分法による投資利益	293	
助成金収入	120	
その他の	69	508
営業外費用		
支払利息	4	
為替差損	54	
その他	16	76
経常利益		9,879
特別利益		
子会社株式売却益	1	
遅延損害金	1	
その他の	0	2
特別損失		
固定資産除却損	70	
投資有価証券評価損	247	
子会社株式売却損	29	
のれん減損損失	106	
その他の	63	517
税金等調整前当期純利益		9,365
法人税、住民税及び事業税	2,427	
法人税等調整額	1,063	3,490
当期純利益		5,874
非支配株主に帰属する当期純利益		11
親会社株主に帰属する当期純利益		5,863

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2020年7月1日 期首残高	5,000	9,029	40,729	△4,703	50,055
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,131		△2,131
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,863		5,863
自己株式の取得				△2	△2
連結除外による剰余金		12			12
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	12	3,732	△2	3,742
2021年6月30日 期末残高	5,000	9,042	44,461	△4,705	53,798

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 分	純 資 産 合 計	
	そ 有 評 価	の 証 券 金 額	他 為 替 調 整	換 算 勘 定	退 職 給 付 累 計 額			そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額
2020年7月1日 期首残高		237	△791		△28	△582	57	49,530
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△2,131
親会社株主に帰属する 当期純利益								5,863
自己株式の取得								△2
連結除外による剰余金								12
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)		74	400		6	480	11	491
連結会計年度中の変動額合計		74	400		6	480	11	4,234
2021年6月30日 期末残高		311	△391		△22	△102	69	53,765

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表 (2021年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,228	流動負債	447
現金及び預金	1,141	短期借入金	221
売掛金	110	未払金	86
前払費用	16	未払費用	2
短期貸付金	1,772	未払法人税等	115
未収入金	1,416	未払消費税等	9
その他	134	預り金	4
貸倒引当金	△1,363	賞与引当金	8
固定資産	23,249	固定負債	14
有形固定資産	1	その他	14
車両運搬具	0	負債合計	461
工具、器具及び備品	1	(純資産の部)	
無形固定資産	21	株主資本	25,934
ソフトウェア	17	資本金	5,000
その他	4	資本剰余金	15,788
投資その他の資産	23,225	資本準備金	1,045
投資有価証券	1,230	その他資本剰余金	14,743
関係会社株式	21,737	利益剰余金	9,885
長期貸付金	204	利益準備金	204
繰延税金資産	53	その他利益剰余金	9,680
その他	0	繰越利益剰余金	9,680
資産合計	26,477	自己株式	△4,739
		評価・換算差額等	80
		その他有価証券評価差額金	80
		純資産合計	26,015
		負債純資産合計	26,477

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,817
売 上 原 価		-
売 上 総 利 益		3,817
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		567
営 業 利 益		3,250
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	70	
受 取 配 当 金	101	
為 替 差 益	39	
投 資 事 業 組 合 利 益	36	
そ の 他	1	249
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
そ の 他	0	6
経 常 利 益		3,493
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	247	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,363	1,612
税 引 前 当 期 純 利 益		1,881
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△221	
法 人 税 等 調 整 額	393	172
当 期 純 利 益		1,709

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	そ の 他 剰 余 金 繰 越 利 益 金	利益剰余金計		
2020年7月1日 期首残高	5,000	1,045	14,743	15,788	204	10,102	10,306	△4,736	26,358
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△2,131	△2,131		△2,131
当期純利益						1,709	1,709		1,709
自己株式の取得								△2	△2
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△421	△421	△2	△423
2021年6月30日 期末残高	5,000	1,045	14,743	15,788	204	9,680	9,885	△4,739	25,934

	評価・換算差額等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証券 評価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等	換 算 計	
2020年7月1日 期首残高	17		17	26,375
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△2,131
当期純利益				1,709
自己株式の取得				△2
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	63		63	63
事業年度中の変動額合計	63		63	△360
2021年6月30日 期末残高	80		80	26,015

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月17日

あいホールディングス株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 濱 滋 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 清 水 健太郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、あいホールディングス株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あいホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

招集
ご通知

株主
総会参考書類

事業
報告

計算
書類

監査
報告

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年8月17日

あいホールディングス株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 濱 滋	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清 水 健太郎	Ⓜ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、あいホールディングス株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月18日

あいホールディングス株式会社 監査役会
常勤監査役 田 口 詞 男 ㊟
社外監査役 安 達 一 彦 ㊟
社外監査役 石 本 哲 敏 ㊟

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

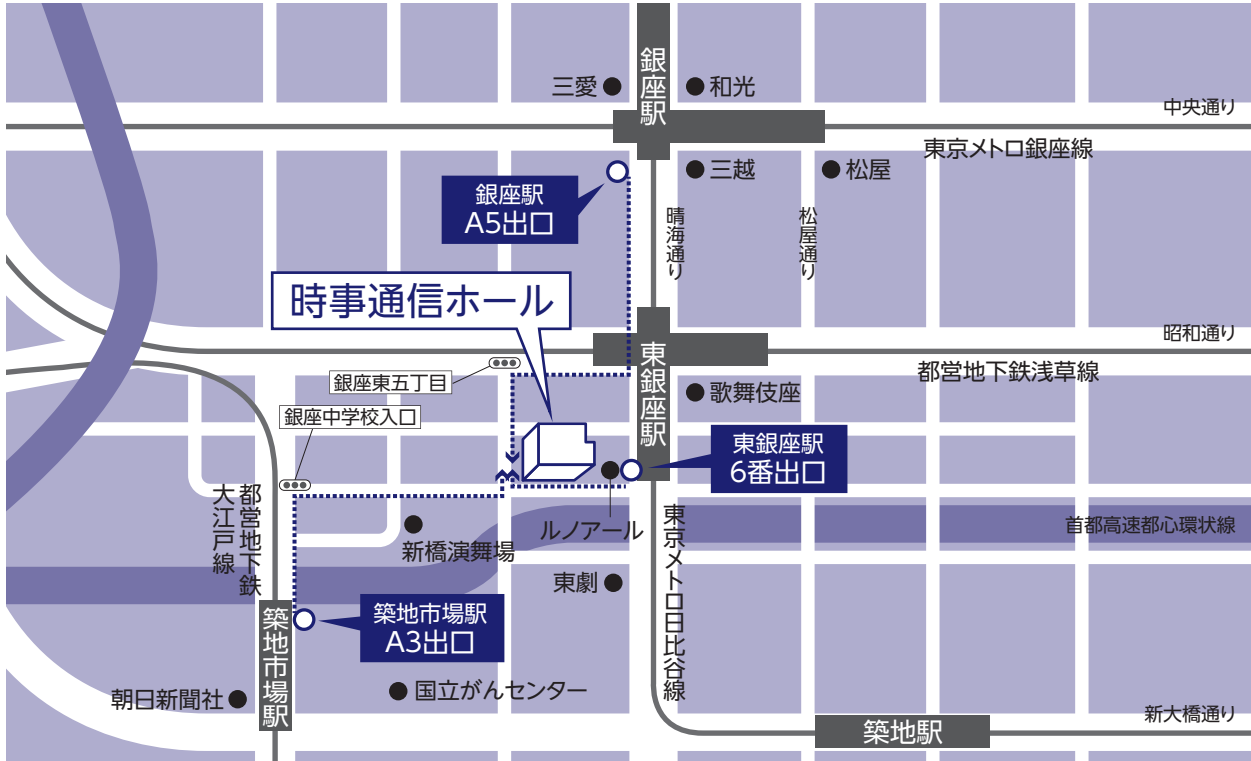
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場 時事通信ホール（時事通信ビル2階）

住所 東京都中央区銀座五丁目15番8号

電話 03-3546-6606



交通のご案内

東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線 「東銀座駅」 6番出口 徒歩1分
都営地下鉄大江戸線 「築地市場駅」 A3出口 徒歩6分
東京メトロ銀座線・丸ノ内線・日比谷線 「銀座駅」 A5出口 徒歩7分

* 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。